

# 昭和村からむし織の里 指定管理者募集要項

令和5年12月6日

昭和村からむし織の里の利便性やサービスの向上及び維持管理業務の合理化を図り、交流人口の拡大等を通じた本村の活性化をより効果的・効率的に行うために、指定管理者を募集します。

## 1 対象施設の概要

### (1) 施設の名称

昭和村からむし織の里

「主要なる施設」

からむし工芸博物館、織姫交流館、郷土食伝承館、公衆トイレ、農村公園

### (2) 施設の所在地

福島県大沼郡昭和村大字佐倉字上ノ原1番地

### (3) 施設概要

からむし工芸博物館	鉄筋コンクリート造平屋建	延床面積 716.57 m <sup>2</sup>
織姫交流館	木造平屋建	延床面積 693.96 m <sup>2</sup>
郷土食伝承館	木造平屋建	延床面積 226.26 m <sup>2</sup>
公衆トイレ	木造平屋建	延床面積 38.25 m <sup>2</sup>
農村公園		

### (4) 利用状況

施設の利用状況(注1)のとおり

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 昭和村からむし織の里条例第4条に規定する事業
- (2) 条例第6条に規定する業務施設・設備の維持及び管理
- (3) 観光案内その他観光サービスに関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、昭和村からむし織の里の運営に関する事務のうち、村長の権限に属する事務を除く業務

## 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

ただし、昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）において定める指定の取消し等に至ったときは、その限りではありません。

## 4 指定管理料

協定の締結を行う際に定めることとします。

## 5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない法人。
- (2) 法人の代表者が、次に該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの

- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
  - ウ 本村における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
  - オ 税及び公共料金を滞納しているもの
- (3) 法人の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
  - (4) 指定期間中、安全且つ円滑に、からむし織の里を管理運営できること。
  - (5) からむし織の里の管理運営に必要な免許を有すること。

## 6 提出書類

昭和村公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、次の書類を提出してください。

### (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

#### ア 添付書類

- (ア) 事業計画書（経営方針・営業目標・事業実施に向けた体制づくり・その他）
- (イ) 収支計画（令和 6 年度、令和 7 年度、令和 8 年度分）
- (ウ) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (エ) 法人にあっては、登記簿の謄本
- (オ) 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (カ) 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (キ) その他村長が必要と認める書類

## 7 申請手続

### (1) 説明会の実施

- ・日 時：令和 5 年 12 月 22 日（金）午後 4 時から
- ・場 所：昭和村役場会議室
- ・内 容：募集要項等の説明など
- ・手 続：説明会への出席を希望する者は、令和 5 年 12 月 18 日（月）までに産業建設課観光交流係まで電話で連絡してください。（Tel 57-2124）

### (2) 質問等

質問がある場合は、質問書を提出してください。

- ・質問受付：令和 5 年 12 月 14 日（木）から令和 5 年 12 月 20 日（水）まで
- ・回答方法：質問に対する回答は説明会や電話及び文書等で行います。

### (3) 申請書類提出期間及び提出先

- ・提出期間：令和 5 年 12 月 22 日（金）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで  
ただし、土日、祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ・提出先：〒 968-0212 昭和村大字喰丸字宮ノ前 1374 番地

- ・提出方法：持参又は郵送
- ・提出部数：1部

## 8 選定方法

審査会における書類審査及び面接審査を経て、条例第3条の規定に基づく次の基準等により、総合的に判断し、指定管理者の候補団体として選定します。

なお、面接審査の開催日時、場所、実施方法等については、別途連絡します。

- (1) 事業計画書の内容が、村民（利用者）の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (5) 業務の遂行上知り得た個人情報その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (6) その他必要な事項（地域住民の雇用等）

## 9 無効又は失格

以下の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られていなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他、審査会の協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められる場合

## 10 審査結果の通知

申請者全員に令和6年1月下旬を目途にお知らせします。

## 11 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補団体は、令和6年第1回昭和村議会定例会に議案を提出の上、議決後に施設の管理業務等について協議し、協定書を締結します。

なお、指定管理者は、指定管理者として指定されたら、直ちに業務開始のための準備事務を行う必要があります。

## 12 その他

- (1) 指定管理者は、監理業務を行うため、新たに職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に配慮すること。
- (2) 指定管理者の候補団体が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
  - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 提出書類は返却いたしません。

- (4) 審査会の選定結果について異議の申し立てはできません
- (5) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- (6) 提出書類は、必要に応じて複写します。(使用は役場、審査会での検討のみに限ります。)
- (8) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(注 1)

## 施設の利用状況

## 1 施設の利用状況及び管理運営人員等（令和4年度）

入館者数

からむし工芸博物館	4,395 人	
織姫交流館	44,110 人	
郷土食伝承館	12,307 人	
職員数（従業員）	正職員（正社員） 3 人 臨時・パート人員 15 人	令和5年9月30日現在

## 2 収支決算状況（令和3年度～令和5年度上期）

織姫交流館・からむし工芸博物館

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度上期 (4月～9月)
売上高	30,859	46,091	24,791
売上原価	19,657	29,326	17,192
売上総利益	11,202	16,765	7,599
人件費	14,467	19,686	8,089
一般管理費	11,433	13,759	6,943
販売費及び一般管理費	25,900	33,445	15,032
営業利益	▲ 14,698	▲ 16,680	▲ 7,433
営業外利益（指定管理料等）	19,398	19,207	9,374
特別利益（原発賠償金等）	0	0	0
純利益	▲ 4,700	2,527	1,841

郷土食伝承館

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度上期 (4月～9月)
売上高	11,414	15,176	12,214
売上原価	3,014	4,789	3,953
売上総利益	8,400	10,387	8,261
人件費	10,386	9,012	6,252
一般管理費	3,562	4,079	1,628
販売費及び一般管理費	13,948	13,091	7,880
営業利益	▲ 5,548	▲ 2,704	381
営業外利益（指定管理料等）	174	241	52
特別利益（原発賠償金等）	0	0	0
純利益	▲ 5,374	▲ 2,463	433

# 質 問 書

令和 年 月 日

昭和村長 様

団 体 名

代表者名

担当者名

(電話番号 : )

施設名 昭和村からむし織の里

質問事項	具体的な内容

